

第1回定例会会議録

令和6年 3月 4日（月）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（荻原謙一君） これより、令和6年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

柳澤議会事務局長。

（議会事務局長 柳澤俊義君 登壇）

○議会事務局長（柳澤俊義君） それでは書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和6年3月4日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案33件、報告1件、諮問1件が提出されています。
2. 監査員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、黒岩 旭議員ほか9名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから34ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

35ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは報告いたします。

2月26日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和6年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定いたしましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案33件、報告1件、諮問1件の計35件であります。一般質問の通告者は10名であります。

12月定例会以後、陳情、請願はありませんでした。

これにより、会期は、本日より3月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、36ページをご覧ください。

令和6年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	3 月	4 日	月曜日	午前 10 時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議記録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	3 月	5 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 3 日	3 月	6 日	水曜日	午前 10 時	一般質問
第 4 日	3 月	7 日	木曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 5 日	3 月	8 日	金曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 6 日	3 月	9 日	土曜日		休会

第 7 日	3 月 1 0 日	日曜日		休会
第 8 日	3 月 1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 9 日	3 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 0 日	3 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会 総務福祉文教常任委員会
第 1 1 日	3 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

37 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 7 日	木曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
3 月 8 日	金曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
3 月 1 3 日	水曜日	午前 1 1 時 3 0 分	委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

3 月 1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
3 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2

全員協議会開催日程

3 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
-----------	-----	----------	----------

以上で報告を終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 4 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 1 4 日までの 1 1 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

12番 小井土哲雄議員

13番 内堀喜代志議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、年度末を迎えて何かとお忙しい時期にもかかわらず、ご出席を賜り、令和6年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

元日に発生した能登半島地震は、2月28日時点の内閣府等の発表では死者241名となっています。石川県の住宅被害は7万5,000棟余りで、避難者は1万1,612名おり、また懸命の復旧作業が行われてはいるものの、2万戸余りで断水が、また710戸で停電が継続しているとの報道がありました。町では、チーム長野として取り組んでいます職員派遣において、1月26日から30日までの5日間、輪島市の避難所運営支援を行うため、2名の職員を派遣し、2月25日から3月2日までの7日間は、羽咋市の被災した家屋調査の支援に2名を派遣しました。

また羽咋市の下水道環境施設の被害調査を支援するため、2月13日から17日の5日間、またこちらは現在も派遣中ではありますが、2月29日から3月5日までの6日間、それぞれ1名を派遣しております。今後も長期にわたることですので、積極的な支援を継続してまいりたいと考えています。

さて3月議会ということでありまして、新年度予算をご審議いただく議会であります。新年度の予算の編成に当たり、基本方針として第5次長期振興計画後期基本計画の4年目となる令和6年度は、歴史と伝統を守り、真の自立を目指す文化・高原公園都市御代田を目指したまちづくりを、着実に推進すると決めました。また、私の公約に基づく新規事業のさらなる充実や、新型コロナ禍前に実施していた事業の復活、発展といったことが望まれている現状から、町民の生活を支援できる柔軟

な予算措置ができるよう、予算編成に取り組んでまいりました。

大きな柱としては、第1に、新たな町の顔づくりへの第一歩を刻む、インフラへの積極的投資であります。土木費はおよそ19億2,000万円と、今年度当初9億8,000万円の2倍近い大きさとなります。このうち、多くが国庫補助を得られることとなっておりますので、町の財政へのインパクトは大きくありません。その上で、生活に密着した施策を多彩に進めてまいります。

3歳未満児の保育料は、第1子から全てのお子さんを対象に、平均で国基準の半額程度となるように引き下げてまいります。短時間保育で最も高額な第8階層では、国基準の月10万2,400円に対し、4月からは月3万7,800円まで引き下げることになり、国基準から最大月6万4,600円の減額となります。全てのお子さんを取りこぼさないよう、全員に対する引き下げを御代田町独自で行いますので、ご理解をお願いいたします。このほか、後に説明しますが、高齢者生活応援券事業の配付額倍増や帯状疱疹ワクチン予防接種の費用補助など、きめ細かい対応を進めてまいります。

ここで一般会計における主要事業として、7事業について紹介させていただきます。

まず公共交通活性化協議会負担金であります。御代田町は人口増加が続いてきておりますが、全国的には少子高齢化や人口減少社会の中、新たなまちづくりの推進が求められております。公共交通サービスの確保が課題となっている町の現状から、今後最適な公共交通施策を検討し、公共交通計画を策定してまいります。計画策定に当たり、国の地域公共交通調査等事業による補助を受けるためには、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、法定協議会の設立が必要となっております。令和6年度に御代田町公共交通活性化協議会を設立し、同協議会が事業主体となり、令和7年度までに公共交通計画を策定することとしております。

二つ目に、高齢者生活応援券事業であります。高齢者生活応援券事業は、高齢者の日常生活の充実や生きがいとなる活動を支援するため、基準日に65歳以上の住民の皆さんへ、町内参加店舗で利用できる応援券を支給する事業であります。これまで2回、配布させていただいております。令和6年度は、令和5年度の1人当たり5,000円から1人当たり1万円に増額し、支給することといたしました。

3点目は、帯状疱疹ワクチン予防接種費用補助金であります。帯状疱疹は水疱瘡

と同じウイルスで起こる皮膚の病気で、全国的に発症する方が増加しております。私の周囲にも、かなり帯状疱疹で苦しんだという方が多数おられます。50歳以上の患者さんのうち約2割の方が、皮膚の症状が治まった後も長期間にわたり帯状疱疹後神経痛、これPHNということをおっしゃっておりますが、PHNに、こういう後遺症に悩まされているとの報告もあります。帯状疱疹をPHNに移行させないためには、早めに治療を開始することが重要ですが、事前に予防接種を受けておくことで、重症化の予防が期待されております。

このことから、令和6年度から新たに帯状疱疹の任意予防接種を希望する方に対し、予防接種費用の一部を補助する帯状疱疹の任意予防接種費用補助事業を実施いたします。補助の内容は、50歳以上の住民の方を対象に、ワクチン接種費用の2分の1を補助するもので、それぞれ1回当たりの補助上限額を、水痘ワクチンが4,000円、帯状疱疹ワクチンが1万5,000円と定めております。本事業を実施することにより、帯状疱疹の重症化の予防に努めてまいります。

4つ目となりますが、農業用排水路改修事業であります。予算は1,920万円ですが、この事業では、塩野地区菖蒲沢用水と御代田地区上宿用水を改修してまいります。有利な起債を活用しつつ、町としては今後も農業用排水路の整備に注力してまいります。

5つ目ですが、防災重点農業用ため池しゅんせつ事業であります。この事業は、農業用ため池である雪窓湖の環境整備に伴う事業でありまして、当初予算では500万円を持っているところであります。雪窓湖を覆っている葦群は、平成23年度まで実施していた護岸改修工事完了後から徐々に増え始め、現在は、湖面の3分の1ほどまで広がってしまっている状況であります。事業の実施に当たり、緊急自然災害防止対策事業債で計画していたところでありますが、昨年11月に雪窓湖の遊歩道等環境整備事業に活用する目的として、個人の方からふるさと納税のご寄附を頂きました。このことを踏まえまして、令和6年度はしゅんせつ及び未整備箇所遊歩道整備に伴う測量設計業務をあわせて実施し、雪窓湖の環境整備を進めてまいります。

6つ目に、都市構造再編集中支援事業であります。こちら、予算が7億4,480万円となります。令和5年度から9年度を計画期間として実施しております都市構造再編集中支援事業は、5年間の総事業費が16億1,700万円で、東原・西軽井

沢線、小田井・追分線、駅前5号線等の都市機能が集中する地域の道路整備事業や、龍神の杜公園の整備を実施いたします。

令和6年度は、5年間の計画期間中最大の予算となります。東原・西軽井沢線の用地測量費、保証物件調査費、用地購入費、物件保証を、また小田井・追分線、駅前5号線等の用地測量費、保証物件調査費を計上し、7年度以降の工事施工に備え、準備を進めるものであります。

7つ目に、文化財収蔵庫建設工事、予算としては1億65万円を計上しております。当町の国などの指定文化財以外の資料は、昭和60年頃から現在まで社会体育施設の倉庫部分に収蔵をしまっていました。社会体育施設の再構築をするに当たり、収蔵物の移動先となる文化財収蔵庫建設が課題となっていたことから、B&G海洋センターとミネベアミツミ社員寮の間にある町有地に、文化財収蔵庫を建設することにいたしました。

建設する収蔵庫は、文化財の見学を希望する人たちに対応できるよう、展示収蔵が可能な建物を予定しております。また、出土遺物や民族資料に触れることにより、縄文時代から現代に至る町の歴史について感じてもらえるよう、小学校及び中学校の総合学習や社会科の歴史学習で活用してもらうように考えております。

さて、本定例会に提案しました案件は、事件案4件、条例案13件、当初予算案9件、補正予算案7件、報告事項1件、諮問1件の、計35件であります。

事件案については、訴訟上の和解について、財産の取得について等の4件であります。このうち、訴訟上の和解については、令和3年7月1日開催の議会臨時会で議決を頂いておりました開発行為届出不勧告通知無効確認等請求事件において、和解となっていない相手方2社と和解することについて、議会の議決を求めるものであります。また、財産の取得については、旧役場庁舎跡地売却に伴い、新たに整備する駐車場等の用地を取得するため、土地所有者と仮契約を締結したので、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

条例案13件の主なものについて、申し上げます。まず、御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、及び御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、地方自治法の改正にあわせ、町の第1号及び第2号会計年度任用職員において、令和6年度から6月・12月の期末手当の支給にあわせ、勤勉手当を支

給するよう改正するものです。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案については、先ほどご説明した3歳未満児保育料の軽減に関する改正であります。

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案については、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の下水道3事業について、地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、関係する条例を改廃するため、本条例を制定するものであります。

令和6年度一般会計の予算総額は89億9,730万円で、前年度に比べ15億1,454万円、20.2%の増額となりました。昨年度当初予算は骨格予算であったため、伸び率が大きくなっておりますが、実質的な当初予算である6月定例会肉付け後の予算と比較しても、9億8,577万円、12.3%の増となっております。令和6年度は、町の顔作りともいえる大型土木事業や、子育て・老人福祉政策など、生活に密着したソフト事業も数多く盛り込んで予算計上をしております。

主な歳入であります。町税は26億4,057万円の計上で、前年度に比べ5,728万円の増額となっております。

地方交付税については、国の地方財政政策から増額を見込み15億1,000万円、前年度に比べ6,500万円の増額計上をいたしました。

国庫支出金は12億5,966万円で、前年度に比べ3億2,429万円の増額となりました。

土木費補助金では、町道七口線の道路改良工事が終了したことによる減額はございますけれども、新設の町道東原・西軽井沢線の整備などにかかる都市構造再編集中支援事業補助金は、3億7,350万円の計上となっております。

また、民生費国庫負担金は、新設の私立保育園にかかる負担金の増額などにより、9,829万円の増加となっております。議会の皆様との要望活動に加え、職員一人ひとりの努力が実り、国からさらに多くの予算を引き出すことに成功したことに関し、関係各位に感謝を申し上げます。

また、寄附金につきましては、令和5年度のふるさと納税寄附金が6億5,000万円を上回る見込みが立ったことから、6億円を計上いたしました。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から1億5,000万円の編入を計上しました。また、ふるさと創生基金からは、3億2,115万円の繰入れを実施し、

融雪剤保管倉庫の建設や、龍神まつり補助金などの様々な町単独事業の財源に充当いたします。

なお、財政調整基金の繰入れに関しては、新年度は土木費が大きく、入札差金もかなりの多額になることが予想されており、結果的にはゼロとなるか、少なくとも大幅に減少するものと考えております。

歳出については、冒頭で説明した事業以外にも、新規事業や規模の大きな事業を計上しております。

総務費では、旧役場庁舎跡地の売却に伴い、現庁舎北側に新たな職員駐車場を造成するための工事費として、1億8,538万円を計上しました。

民生費は25億1,826万円で、前年度比4億2,663万円の増額となっております。これは、新設されますおおきなあれ保育園みよたにかかる保育委託料の増加や、雪窓保育園の改修工事7,623万円、これは厨房施設の改修や一時保育室・更衣室の新設等を伴う工事ではありますが、7,623万円を計上。また、ハートピアみよたの介護浴槽、外壁塗装、事務所エアコン工事5,593万円などによるものであります。

衛生費は5億1,015万円で、6,170万円の減額となっており、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減によるものであります。

衛生費では、新たに地方公共団体実行計画策定委託料として、860万円を計上しております。本計画は、町の脱炭素社会実現に向けた指針となる計画で、環境省の地域脱炭素実現に向けた、再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用して策定したいと考えており、令和6年度の募集に向けて準備を進めております。

農林水産業費は2億4,921万円で、7,284万円の増額です。冒頭説明しました菖蒲沢用水等の改修事業や雪窓湖のしゅんせつ事業によるものです。

商工費は1億1,599万円で、龍神まつり補助金につきまして、第50回の節目として内容の見直しなどを実施し、さらに50年、100年と続くお祭りとするために1,380万円の計上をしております。

土木費では、町単独の道路新設改良事業として2億5,000万円を盛り込み、中籠・西駒込線、塩野区内15号線、水原・七口線などの道路改良工事を実施してまいります。また、新設予定の役場職員駐車場に融雪剤倉庫を建設するための経費5,000万円も計上し、町単独の道路事業としては、あわせて3億円の事業費計

上となっております。また、社会資本整備総合交付金事業では、川原田・寺沢線、三ツ谷・清万線などの道路改良工事費1億7,408万円を計上しております。

教育費は7億5,425万円で、昨年度に比べ510万円の増額となりました。基金積立金について、令和5年度に町立小学校建設基金については計画の2年度分、学校給食運営基金については基金の目標額である3億円の積立てができたことから、令和6年度は基金積立金を預金利息分の積立てのみとしたことにより、大幅な減額となりました。

特別会計については、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水事業の下水道3会計を統合し、下水道事業会計を設置します。小沼水道事業会計と同様に、公営企業会計へと移行するものであります。

そのほか、従来の6つの特別会計の総額は31億2,806万円となり、前年に比べ1億4,792万円、5.0%の増額となっております。

国民健康保険事業勘定特別会計は、保険給付費の増加を見込み、2,887万円の増額。介護保険事業勘定特別会計についても、同じく保険給付費の増加から、7,736万円の増額となっております。

また、少々細かい話ですが、御代田小沼水道事業に関し、これまで浅麓水道企業団からの受水予定量の見積もりが従来課題であったことから、担当で精査してもらい、1日当たりの受水予定量を1,150 m^3 から1,114 m^3 に絞り、およそ3%強というところですが、その結果、受水費の予算を2,340万3,000円と、前年度比で77万5,000円のコストカットができたところであります。仮に受水予定量を超える月があっても、超過分の受水料金は、1 m^3 当たり基本水量と1円しか変わりませんので、今後も事情に応じて受水量を絞り込み、経費を節減してまいります。

次に、令和5年度補正予算案は7件であります。

一般会計補正予算案（第7号）は、歳入歳出総額とも210万円を増額し、合計93億3,276万円とするものです。

主な歳入では、町税の個人町民税は695万円の増額に対し、法人町民税につきましては、6,264万円の減額補正としました。町内企業の業績は上向きとなっているものの、海外への投資などの経費の増大による減額となっています。また、地方譲与税や地方消費税交付金などについては、交付見込額から補正計上し、国・

県補助金、国と県の補助金につきましては、事業の確定による補正計上であります。

歳出につきましては、主に事業費の確定による補正となっております。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など5会計において、こちらにも事業費の確定などにより、合計3,182万円の減額、水道事業会計につきましては、消費税などの確定により46万円を増額しています。

報告事項の1件は、令和6年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告についてであります。旧鉄道用地の売却1件について、事業計画及び予算計上し、2月14日に開催された理事会で承認されましたので、報告してまいります。

諮問の1件につきましては、1名の人権擁護委員の任期が本年6月で満了となるため、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和6年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（荻原謙一君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第3号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第5 議案第3号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の5ページをご覧くださいと思います。

議案第3号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定について

下記の者を豊昇地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者の候補者、豊昇地区世代間交流センターについて、右側、候補者欄に記載のとおり、豊昇区を候補者として指定するものであり

ます。

2、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

令和6年3月4日 提出
御代田町長 小園拓志

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第3号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第6 議案第4号 訴訟上の和解について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第6 議案第4号 訴訟上の和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書6ページをご覧ください。

議案第4号 訴訟上の和解について

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、別紙のとおり訴訟上の和解に応じることについて、議会の議決を求めます。

令和6年3月4日 提出
御代田町長 小園拓志

次の7ページをご覧ください。

和解案になります。

最初に、本件の概要について少し説明をさせていただきます。本件は、町内に山林を所有する二つの事業者から、平成30年11月2日付で、山林面積4,285m²を分筆するという開発行為届出書が提出されました。届出書の内容は、隣接する土地所有者との土地交換、並びに当社所有山林の流動化促進及び保有資産価値向上のための分筆登記のみという説明でした。

しかし、分筆の形状が宅地に適していること、そのうちの2筆がわずか3か月で宅地並みの価格で売却されたことから、町は事業者に対し、御代田町環境保全条例に基づく宅地造成を伴う開発行為届出書の提出を求めましたが、求めに応じてもらえなかったため、民事調停を申し立てました。

しかし、ここでもお互いの主張が平行線で、折り合いがつかなかったため、令和3年7月1日に議会臨時会において訴訟案件について上程し、議決を頂きました。本訴を令和3年10月29日に、長野地方裁判所に提出いたしました。請求は損害賠償請求と不勧告通知が無効であることの確認といたしました。令和4年3月4日に第1回口頭弁論が開催され、以降、令和6年2月6日まで15回の口頭弁論を経て、今回、相手方2社と和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書のほうで説明をいたします。

- 1、事件名、開発行為届出不勧告通知無効確認等請求事件。
- 2、管轄裁判所、長野地方裁判所。
- 3、当事者、原告は町です。被告は記載のとおりでございます。
- 4、和解条項でございます。被告の名称は省略させていただきます。

第1項につきましては、被告は原告に対し、本和解成立後、速やかに別紙1、物件目録記載1から5の土地、これは議案書の9ページの目録になりますが――について分筆測量、境界復元及び図面作成を行い、その費用は被告の負担とし、道路後退用地として必要な部分を町に寄附するとしております。また、所有権移転登記は町が実施いたします。

第2項につきましては、被告は原告に対し、金2万6,351円の支払義務があることを認め、これを令和6年4月22日限り、原告の指定する町の口座に振り込

む方法により支払うこととしています。振込手数料は被告の負担としております。

第3項については、被告は本件各土地について、その全部または一部を他に譲渡したときは（以下、その譲渡を受けた者を「譲受人」という）、原告に対し速やかにその旨を通知するものとするとしております。

第4項につきましては、被告は本件各土地について、その全部または一部を譲受人に譲渡したときは、譲受人による土地の利用目的に応じ、原告に対し次の義務を負うとしております。

8ページをご覧ください。

アですが、譲受人が下水道を使用する施設を建設する目的であるときです。

被告は、その譲渡にかかる代金が被告に支払われたときは、原告に対し別紙2の用地、これは議案書の10ページに記載されている用地ですが、この用地欄記載の土地ごとに、それに対応する下水道公共ます設置費用として50万円を支払うものとし、これを当該譲渡の所有権移転登記申請の受付日から1月以内に、2項記載の町の口座に振り込む方法により支払うとしております。振込手数料は被告の負担としております。

イですが、譲受人が下水道を使用する施設を建設する目的でないときです。

こちらは土地の売買のみを想定しておりますけれども、被告は譲受人に対し、売買契約書及び重要事項説明書に記載する方法をもって、次のことを約束させる義務を負うとしております。

譲受人が譲り受けた土地について、①下水道を使用する施設を建設する目的で用途変更を行う場合、または、②下水道を使用する施設を建設する目的で、譲受人以外の第3者に対して当該土地を譲渡する場合は、原告に対し、①用途変更、または②所有権移転登記手続申請の受付日から1月以内に、別紙2の用地欄記載の土地ごとに、それに対応する下水道公共ます設置費用として、50万円を町の口座に振り込む方法により支払うとしております。こちらも、振込手数料は譲受人の負担としております。

第5項につきましては、記載の被告が、自ら本県土地に下水道を使用する施設を建設したときの条項となっております。被告は、本県各土地の全部または一部に下水道を使用する施設を建設したときは、原告に対し、別紙2の用地欄記載の土地ごとに、それに対応する下水道公共ます設置費用として、50万円を支払うものとし

ております。これを、下水道使用施設の所有権保存登記申請の受付日から1月以内に、町の口座に振り込む方法により支払うとしております。振込手数料は、被告の負担でございます。

第6項、原告は、前2項により下水道公共ます設置費用が支払われたときは、その土地に下水道公共ますを設置する。

第7項、原告は、被告に対する請求及び、被告に対するその余の請求をいずれも放棄する。

第8項、原告及び被告らは、本件が適正に解決されたことを相互に確認し、原告と被告らとの間には、本件に関し本和解条項に定めるほかに、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第9項、訴訟費用は、各自の負担とするとしております。

9ページは和解条項に記載されている、別紙1、物件目録でございます。

10ページは、別紙2、下水道公共ます取出費用でございます。

なお、この事件につきましては、ほかに1社と既に和解済みでございます。本件の和解が成立した場合は、この事件について全て解決済みとなります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第4号 訴訟上の和解については原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第5号 財産の取得について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第7 議案第5号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書11ページをお開きください。

議案第5号 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記により財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産及び数量、所在、御代田町大字馬瀬口字南浦1749番1の一部、地目、田、地積1,542.95m²。同じく1750番の一部、地目、畑、2,303.80m²。同じく1751番の1の一部、地目、畑、1,936.75m²。合計5,783.50m²。

2、取得価格、物件の移転、保証等を含めまして、5,006万7,293円でございます。

3、取得の相手方、土屋敏夫氏でございます。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本案につきましては、旧役場庁舎跡地の売却に伴い、新たに駐車場、倉庫等建設の用地を取得するため、議会の議決をお願いいたします。

こちら2月8日に仮契約を締結してございます。次の12ページから15ページは、仮契約書でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第6号 町道の路線認定について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第8 議案第6号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) 議案書16ページをお願いいたします。

議案第6号 町道の路線認定について

町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

17ページをご覧ください。なお、18ページに具体的な位置を示した路線認定図がございますので、こちらをあわせてご覧いただきたいと思います。

新規に認定する路線名は、分杭1号線です。

起点は大字馬瀬口字分杭1597番513、町道ベバリー12号線側になります。

終点は大字馬瀬口字分杭1597番518、こちらは、町道認定外道路側となります。

延長が80.6メートル、幅員は6.0メートル、路面はアスファルト舗装でございます。

理由ですが、新規でございます。開発時に整備された道路であり、町道ベバリー12号線に接続する道路です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第7号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第9 議案第7号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書19ページをお開きください。

議案第7号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の20ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方自治法の改正に伴い、第1号会計年度任用職員に対し、新たに令和6年度から勤勉手当を支給するため、一部改正するものです。

改正概要は、第1号会計年度任用職員のボーナスの支給については、6月・12月に1.225月分ずつの期末手当が支給されていましたが、これにあわせ、6月・12月に勤勉手当をそれぞれ1.025月分支給するよう改正するものです。これによりボーナスの支給は、年間2.45月から4.5月へと変更になります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

議案書20ページを改め文、議案書21ページが新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第8号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第10 議案第8号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書22ページをお開きください。

議案第8号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の23ページ改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方自治法の改正に伴い、第2号会計年度任用職員に対し、新たに令和6年度から勤勉手当を支給するため一部改正するものです。

改正概要は、第1号会計年度任用職員と同様に、第2号会計年度任用職員においても、6月・12月に1.225月分ずつの支給されておりました期末手当に加え、勤勉手当をそれぞれ1.025月分ずつ支給するよう改正し、ボーナスの支給月は、年間2.45月から4.5月と変更するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

議案書23ページ改め文、24ページが新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

(午前11時00分)

(休憩)

(午前11時08分)

○議長(荻原謙一君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第11 議案第9号 御代田町環境保全条例等の一部を改正する

○議長（荻原謙一君） 日程第11 議案第9号 御代田町環境保全条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書25ページお願いいたします。

議案第9号 御代田町環境保全条例等の一部を改正する条例案について御代田町環境保全条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

26ページからの改め文をお願いいたします。

第1条では、御代田町環境保全条例の一部改正をしております。

主な改正内容でございますが、開発行為の届出に当たり、審査基準として開発事業者の資力である過去2年分の決算書、納税証明書、融資証明書など、分かる資料の添付を今まで求めていましたが、規定を緩和して、提出する書類を見直しております。

また、事業譲渡に対応するため、事業の地位を継承する際の規定と、開発事業者が町の指導に応じないときは開発行為を停止させるとともに、事業者名を公表する規定を新たに追加しております。このほか、現在の運用に沿った改正となっております。

これら環境保全条例の一部改正により、引用している条例の条ずれが生じたため、第2条では御代田町公園条例、第3条では御代田町工業振興条例をそれぞれ一部改正しております。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

30ページから39ページは、新旧対照表となっております。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第10号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第12 議案第10号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の40ページをご覧ください。

議案第10号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

41ページが改正条例案で、42ページが新旧対照表となっておりますので、ご覧を頂きたいと思えます。

改正の理由でございますが、長野県において福祉医療費給付事業補助金交付要領の補助金の対象外項目から、後期高齢者医療被保険者（障害者を除く）を除く改正が令和6年4月1日施行予定とされており、それに整合するように、当町の福祉医療費給付金条例の一部を改正するものでございます。

現状では、独り親家庭の親が後期高齢者医療被保険者に該当している場合、給付対象から除外される状況にあり、ほかの区分との整合を図るため、県の補助金交付要領が改正されます。

改正の内容でございますが、第3条第2号中第4号「後期高齢者医療被保険者（前条第2号に規定する障害者を除く。）」を削除し、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げます。

附則ですが、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 3 議案第 1 1 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 1 3 議案第 1 1 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 4 3 ページをご覧ください。

議案第 1 1 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の 4 4 ページが改正条例案、4 5 ページから 4 6 ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、介護保険料は、介護保険事業計画の計画年度にあわせて、3 年ごとに見直しを行います。令和 3 年度から令和 5 年度までと定めている現在の保険料率の対象年度を、第 9 期介護保険事業計画期間の令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とするため、条例を改正するものでございます。また、令和 6 年度から国の法改正に伴い、第 1 号被保険者の保険料の標準段階、標準乗率及び公費負担割合が見直されるため、条例を改正いたします。

主な改正の概要でございますが、第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」までと定めている介護保険料率の対象年度を、「令和 6 年度から令和 8 年度」までに改めます。

第 6 条第 1 項の保険料率について、現在第 1 号から第 9 号までと規定している標準段階を、第 1 号から第 1 3 号まで多段階化するため、同条第 1 項第 1 0 号から第 1 3 号までを新しく設定いたします。保険料率は、第 6 条第 1 項第 5 号に規定する保険料率 6 万 1, 9 2 0 円を基準といたします。

第6条第1項第1号から第3号に掲げる第1号被保険者の保険料率について、公費負担、国2分の1、県4分の1、町4分の1による減額が図られます。

最終的な保険料率を、被保険者各号それぞれ、第1号、1万7,640円、第2号、3万300円、第3号、4万2,410円、第4号、5万5,720円、第5号、6万1,920円、第6号、7万4,300円、第7号、8万490円、第8号、9万2,880円、第9号、10万5,260円、第10号、11万7,640円、第11号、13万300円、第12号、14万2,410円、第13号、14万8,600円と規定いたします。

附則ですが、施行期日を令和6年4月1日からとし、改正後の御代田町介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとして、経過措置を設けております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第12号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第14 議案第12号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の47ページをご覧ください。

議案第12号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の48ページから57ページが改正条例案、58ページから88ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスでございます。原則として、利用は町民に限られ、町が指定・指導・監督の権限を持ちます。町には認知症対応型共同生活介護が2か所ございます。令和6年度からの国の法改正に伴い、所用の変更を行うため、改正をいたします。

主な改正の概要でございますが、管理者の兼務範囲の明確化としまして、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化いたします。

身体的拘束等の適正化の推進としまして、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等の適正化のための措置、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等を義務づけます。その際、1年間の経過措置を設けます。また、利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことや、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけることを規定いたします。

書面掲示規制の見直しとしまして、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項について、インターネット上での情報の閲覧が完結するよう書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに記載することを義務づけます。その際、1年の経過措置を設けます。

介護現場の生産性向上としまして、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけます。その際、3年間の経過措置を設けます。

サービス内容の明確化として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築す

るための介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの拠点での集い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行います。協力医療機関との連携体制の構築として、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と、実効性のある連携体制を構築するために所要の改正を行います。その際、3年間の経過措置を設けます。

記録媒体の見直しとして、現行法上、申請や届出の方法についてフロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続のオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、所要の改正を行います。

生産性向上に先進的に取り組む、特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化として、テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる、指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3、要支援者の場合は10ですが、またはその端数を増やすごとに0.9以上とするよう、所要の改正を行います。

詳細につきましては、第4条から第44条は定期巡回、随時対応型訪問介護看護について、第45条から第59条は夜間対応型訪問介護について、第59条から、失礼しました。第59条の2から第59条の40は地域密着型通所介護について、第60条から第80条は認知症対応型通所介護について、第81条から第108条は小規模多機能型居宅介護について、第109条から第128条は認知症対応型共同生活介護について、第129条から第149条は地域密着型特定施設入居者生活介護について、第150条から第189条は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第190条から第202条は複合型サービスについて、それぞれさきに説明しました項目につきまして関係する改正を追加しています。

そのほかに、介護療養型医療施設から介護医療院等の別施設への転換時期が令和6年3月末とされていることから、介護療養型医療施設に係る所要の改正を行います。

附則ですが、施行期日を令和6年4月1日からとし、重要事項の揭示及び身体的拘束等の適正化に、令和7年3月31日までの1年間の経過措置を設けております。また利用者の安全並びに、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に、令和9年3月31日までの3年間の経過措置を設けております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第15 議案第13号 御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第15 議案第13号 御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の89ページをご覧ください。

議案第13号 御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書90ページから93ページが改正条例案、94ページから100ページが新旧対照表になります。

改正の理由でございますが、介護予防支援とは、介護認定区分が要支援であるものに対する介護予防ケアマネジメントのことを指します。要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員が介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるように、事業者等との連絡調整を行っております。

町では介護予防支援事業者として地域包括支援センターを指定しておりますが、令和6年度からの国の法改正に伴い、指定を受けた居宅介護支援事業者も行うことができる等について、所要の変更を行うため改正をいたします。

主な改正の概要でございますが、介護予防支援の円滑な実施としまして、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないと規定いたします。また管理者について、主任介護支援専門員を置くことについて規定をいたします。

それから記録媒体の見直し、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進の3項目につきましては、先ほどと説明が重複しますので、割愛をさせていただきます。

指定介護予防支援の実施状況の把握としまして、ケアマネジメントの質の向上の観点から、利用者の面接は利用者の居宅を訪問することによって行うこと、文書等による利用者の同意を得た場合等において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接ができること等を規定いたします。

詳細につきましては、第5条第2項に、置かなければならない介護支援専門員の員数を追加いたします。

第6条第3項、同条第4項に、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の管理者について、追加をいたします。

第7条第3項に、指定居宅介護支援事業者である指定介護支援事業者の担当職員について、追加をいたします。

第7条第4項第2号に、電磁記録媒体について、規定をいたします。

第13条第2項、同条第3項に、利用料の受領について、追加をいたします。

第24条第3項に、重要事項のウェブサイトへの掲載について、追加をいたしません。

第31条第2項第3号に、身体的拘束等の記録について、追加をいたします。

第33条第2号の2に、身体的拘束等を行ってはならないこと、同条同号の3に、身体的拘束等に係る記録をしなければならないことを追加いたします。

第33条第16号に、面接の方法について、追加をいたします。

第33条第29号に、情報の提供について、追加をいたします。

第36条の電磁的記録について、詳細を削除いたします。

附則でございますが、施行期日を令和6年4月1日からとし、重要事項の掲示に令和7年3月31日までの1年間、経過措置を設けております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第14号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第16 議案第14号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の101ページをご覧ください。

議案第14号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の102ページから106ページが改正条例案、107ページから117ページが新旧対照表となります。

改正の理由でございますが、地域密着型介護予防サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスでございます。原則として、利用は町民に限られ、町が指定・指導・監督の権限を持ちます。町には、介護予防認知症対応型共同生活介護が1か所あります。令和6年度からの国の法改正に伴い、所要の変更を行うため、改正をいたします。

主な改正の概要ですが、管理者の兼務範囲の明確化、記録媒体の見直し、書面揭示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、介護現場の生産性向上、協力医療機関との連携体制の構築の6項目となりますが、こちら先ほどと説明が重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

詳細につきましては、第4条から第42条は介護予防認知症対応型通所介護について、第43条から第69条は介護予防小規模多機能型居宅介護について、第70条から第90条は介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれにさきに説明をいたしました項目について、関係する改正を追加してございます。

そのほかに、介護療養型医療施設から介護医療院等の別施設への転換期限が令和6年3月末とされていることから、介護療養型医療施設に係る所要の改正を行います。

附則でございますが、施行期日を令和6年4月1日からとし、重要事項の揭示及び身体的拘束等の適正化に、令和7年3月31日までの1年間の経過措置を設けております。また利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に、令和9年3月31日までの3年間

の経過措置を設けております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第15号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第17 議案第15号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の118ページをご覧ください。

議案第15号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の119ページから121ページが改正条例案、122ページから127ページが新旧対照表となります。

改正の理由ですが、居宅介護支援とは、介護支援専門員が要介護認定者に対するケアプランを作成し、安心して介護サービスが利用できるよう支援することを言います。この条例は、介護支援専門員が属する事業所の従業者や運営の基準を定めたものでございます。

平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が県から町へ委譲されており、現在、町内には二つの事業所がございます。令和6年度からの国の省令改正に伴い、

所要の変更を行うため改正をいたします。

主な改正の概要ですが、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、指定居宅介護支援の実施状況等の把握、書面揭示規制の見直し、記録媒体の見直し、以上の5項目となりますが、こちらも先ほどと説明が重複しますので割愛をさせていただきます。

詳細につきましては、第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削ります。

第15条第2号の2、同条同号の3に、身体的拘束等について、追加をいたします。

第15条第14号に、実施状況等の把握について、追加をいたします。

第24条第3項に、重要事項のウェブサイトへの掲載について、追加をいたします。

第31条第2項第3号に、身体的拘束等の記録について、追加をいたします。

第33条第1項の電磁的記録の詳細を削除いたします。

附則ですが、施行期日を令和6年4月1日からとし、重要事項の揭示について令和7年3月31日までの1年間を経過措置として設けております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第16号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第18 議案第16号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書128ページをお開きください。

議案第16号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

案について

御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

129ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、LGBTなどの性的マイノリティの人々に対する配慮として、各種申請書等の性別記載欄について廃止または様式の変更等への対応が求められていることに伴い、所要の改正をするものです。

改正内容でございますが、第6条及び第11条の「男女の別」を削除します。

議案書130ページは、新旧対照表です。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第17号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第19 議案第17号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書131ページをお開きください。

議案第17号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月4日 提出

132ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、町長招集の挨拶にもございましたとおり、令和6年度からの保育料軽減に伴う御代田町保育料徴収条例の一部改正でございます。

現行の保育料は、国保育料基準額より既に平均30%程度減額したものとなっておりますが、保育所等に通園する全てのご家庭に支援が行き渡るよう、令和6年度より現行保育料からさらに20%軽減し、平均で国基準額の半額程度となるように引き下げます。

令和元年10月から開始した幼児教育保育の無償化の対象外である、3歳未満のお子様を養育する全てのご家庭に対する支援となることを期待しています。

議案書134ページ、135ページは新旧対照表です。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第18号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第20 議案第18号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書136ページをご覧ください。

議案第18号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案について

下水道事業に、地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整

備に関する条例案を、別紙のとおり提出します。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

137ページから144ページが条例の制定文となっております。令和6年4月1日から、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業を下水道事業に一本化し、公営企業会計を適用することに伴い、関係条例を改正、または廃止するものでございます。なお、複数の条例改正を行う必要があることから、この制定条例の中で改廃が必要な条例を各条建てして整備しております。

各条令の改正を説明します前に、144ページをご覧ください。

下段の18条から21条、廃止条例となっております。

第18条が御代田町公共下水道事業特別会計条例、第19条、御代田町農業集落排水事業特別会計条例、第20条、御代田町公共下水道浄化管理センター設置条例、第21条、御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計条例は、廃止といたします。

続きまして、各条例の改正案でございますが、第1条から第17条が改正する条例となっております。

145ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第1条、御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。こちら第3条で下水道事業、先ほどの公共と農集排、個別排水を定義し、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用する規定を加えます。

また、第2条第3項は、146ページをご覧ください。

各施設の名称及び位置を規定しております。

続いて、147ページをご覧ください。

第7条ですが、地方公営企業法第7条の規定による地方公営企業の業務を執行させるため、町長を管理者としておくことを規定する改正でございます。そのほか所要の軽微な改正となっております。

続いて148ページをご覧ください。

第2条、御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部改正です。本条例の規定から、上水道に関すること及び下水道に関することを削除します。これについては、別途、御代田町上下水道事業組織及び事務処理規定を整備しておりますので、この中で係の設置と事務分掌を規定しております。

続いて149ページをご覧ください。

第3条、御代田町市債権管理条例の一部改正です。条例で定めている私債権の管理に関する事務及び手続に、地方公営企業法第10条で規定されている企業管理規定を加える改正でございます。

続いて、150ページをご覧ください。

第4条、御代田町下水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正です。積立額を積み立てる額を定める予算を一般会計歳入歳出予算から予算に変更します。

第6条では、町長を管理者として置くことを規定しております。

また、附則では、一般会計から積み立てていた基金を企業会計で積み立てるため、現在の基金条例を廃止し、改正後の基金条例を施行する改正となっております。

続いて、152ページをご覧ください。

第5条、御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正です。こちらは、町長を管理者として置くことを規定する改正内容となっております。

続いて154ページをご覧ください。

第6条、御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正です。第2条の設置規定を削除します。これについては、先ほど第1条の改正で、新たに草越広戸地区農業集落排水処理施設の名称、位置、対象区域を規定しております。そのほか、町長を管理者として置くことを規定する改正となっております。

少し飛びまして、158ページをご覧ください。

第7条、御代田町公共下水道事業審議会条例の一部改正です。こちらは地方自治法の規定の適用を削除いたします。そのほか、町長を管理者とする規定の改正でございます。

続いて159ページをご覧ください。

第8条、御代田町公共下水道条例の一部改正です。こちらは、町長を管理者に改める改正となっております。

飛びまして168ページをご覧ください。

第9条、御代田町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。設置規定について削除し、こちらも御代田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で、個別排水処理施設の処理区域を規定しております。そのほ

か、町長を管理者に改める改正でございます。

続いて170ページをご覧ください。

第10条、御代田町個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例、続いて、172ページの第11条、御代田町公共下水道事業受益者負担金に関する条例、また、175ページの第12条、御代田町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございますが、こちらはいずれも町長を管理者に改める改正となっております。

176ページをご覧ください。

第13条、御代田町営水道条例の一部改正です。こちらは、水道法に規定されている権限が、厚生労働大臣から環境大臣及び国土交通大臣に移管されたことによる改正となっております。そのほか、町長を管理者に改める改正でございます。

続いて、183ページをご覧ください。

第14条の御代田町町営水道委員会条例の一部改正でございます。次の184ページ、第15条、御代田町営水道事業基金条例の一部改正でございますが、こちらはいずれも町長を管理者に改める改正となっております。

続いて185ページ、第16条、御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第1条、第2条は、下水道事業を担当する一般職員を含めて上下水道事業職員と規定をいたします。第4条は、第1条、第2条以外の職員の給与の支給規定となっております。そのほか、水道事業の管理者の権限を行う町長に下水道事業を加える改正となっております。

186ページをご覧ください。

第17条、御代田町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正です。こちらは、下水道事業を加える改正となっております。

以上が、改正内容となっております。

施行日でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第19号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第21 議案第19号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書187ページをご覧ください。

議案第19号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出します。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の188ページをご覧ください。改め文になります。

こちらは、生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定により、水道法等に規定されている権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことによる関係規定の改正でございます。

第4条第6号中に引用されている「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

189ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

(午後 0時04分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第22 議案第20号 令和6年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第22 議案第20号 令和6年度御代田町一般会計予算案
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書190ページ、お願いいたします。

議案第20号 令和6年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和6年度御代田町一般会計予算を、
別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

192ページ、お願いします。

令和6年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ89億9,730万6,000円と
定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入
歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」に
よる。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、193ページからの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、資料番号の1番をお願いいたします。

まず、予算の総額は89億9,730万6,000円で、前年度に比べ15億1,454万7,000円、20.2%の増となっております。

令和5年度当初予算は、計上の経費や継続事業を中心とした骨格予算であったため、大きく増えた予算となっております。

まず、歳入について主なものを説明していきます。

款1町税。町税全体で前年比2.2%の増となっております。

項1町民税は、本年度予算額10億7,659万1,000円で、前年比1,827万1,000円の増となっております。こちらは、個人町民税は9億3,086万7,000円で、こちら給与所得の増を見込みまして、前年比7,143万4,000円の増となっております。

法人町民税は1億4,572万4,000円で、企業の申告状況などから、前年比で5,316万8,000円減額で計上をしました。

次に、項2固定資産税は、予算額12億4,180万6,000円で、前年比で1,921万5,000円の増です。こちらは、主に新築家屋の増加を見込んでおります。

続きまして、款2の地方譲与税から款10の地方特例交付金までにつきましては、県の収入見込みから予算計上をしまして、合計で前年比で1,782万1,000円の増額の予算となっております。

2ページ、お願いいたします。

款11地方交付税は、予算額15億1,000万円で、前年比6,500万円の増

でございます。普通交付税につきまして国の地方財政政策などによりまして、1.7%の増額の交付を見込みました。

款15の国庫支出金、項2国庫補助金、こちら予算額で6億7,022万9,000円で、前年比で2億6,685万8,000円の増でございます。こちらは、東原西軽井沢線の道路事業をメインとしまして都市構造再編集中支援事業補助金、こちらが3億7,350万円、それから三ツ谷清万線などの社会資本整備総合交付金7,850万円などを見込みました。

款17財産収入、項2財産売払収入では、土地売払収入9,700万円としまして、町営住宅平和台団地跡地の売払収入を見込んでおります。

款18寄付金は、予算額6億650万3,000円で、前年比1億円の増でございます。令和5年度のふるさと納税寄付金が6億円を上回る見込みから、前年比1億円の増としました。

次に、3ページお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、こちら予算額5億5,663万6,000円で、前年比で3億4,554万3,000円の増となっております。ふるさと創生基金から3億2,115万7,000円、財政調整基金からは1億5,000万円の繰入れを見込みました。

款22町債は、予算額8億1,654万1,000円で、前年比で4億5,124万1,000円の増となっております。このうち、公共事業等につきましては、4億5,760万円、こちらは都市構造再編集中支援事業、それから社会資本整備総合交付金事業、これらに関する町債となっております。

歳入合計で89億9,730万6,000円の予算額となっております。

続きまして、4ページお願いします。

歳出についてであります。

まず、款2の総務費、項1総務管理費は、本年度予算額で16億3,196万7,000円、前年比で3億9,082万9,000円の増となっております。ふるさと納税特典事業委託料としまして2億2,911万2,000円、それから職員駐車場造成工事費として1億8,538万2,000円を計上しております。

款3民生費、項1社会福祉費は、予算額で11億2,674万2,000円で、前年比で1億4,317万4,000円の増となっております。地域福祉センターハー

トピアみよたの改修工事で5,593万3,000円、こちらは外壁の塗装、エアコン、介護浴槽の取替えなどの改修を行います。高齢者生活応援事業補助金4,700万円は、昨年まで支給額5,000円を1万円に引き上げて応援券を支給するものです。

項2 児童福祉費は13億9,137万3,000円で、前年比2億8,345万6,000円の増となっております。こちら大きなものとしましては、私立保育園の保育事業委託料として2億3,716万2,000円、こちらが保育園新設などにより、前年比6,476万円ほど増加しております。また、雪窓保育園改修工事としまして7,623万円、こちら、厨房の移設と会議室、更衣室、これらを設ける工事を予定しております。

款4 衛生費、項1 保健衛生費は、コロナウイルスワクチン接種経費の皆減によりまして、前年比で7,512万6,000円の減となっております。地方公共団体実行計画策定委託料860万円は、国の地球温暖化対策計画に即した町の計画を策定するものでございます。また、带状疱疹ワクチン予防接種費用補助金は、不活化ワクチンと生ワクチンの2種類の接種費用に対しまして2分の1の補助をするものです。

款6 農林水産業費、項1 農業費で、ソバ刈り取りのためのコンバイン購入費952万6,000円、それから、項2の林業費では、有害鳥獣対策として1,000m林道沿いの緩衝地帯整備事業424万円、項3 農地費では、雪窓湖のため池浚渫設計委託料500万円などを計上しております。

款7 商工費では、龍神まつり補助金、こちら1,380万円で計上しております。龍神まつりは第50回の節目の開催となりまして、内容を見直すとともに、充実を図るため、前年比660万円の増額をしております。

5 ページ、お願いいたします。

款8 土木費、項2 道路橋梁費は、本年度予算額14億8,338万9,000円で、前年比で8億702万1,000円の増です。都市再生整備事業計画事業のうち、都市構造再編集集中支援事業としまして、東原西軽井沢線などの整備に7億4,480万円、町単独道路新設改良事業として2億5,000万円に融雪剤保管積み倉庫建設費5,000万円を加えまして、合計3億円の町単独事業を計画しております。

項４都市計画費では、本年度予算額３億２，１０６万１，０００円で、前年比１億６２３万６，０００円の増となっております。こちら公園施設整備工事６，７６９万３，０００円は雪窓公園の複合遊具の更新工事、こちらで５，６６０万円を計上しております。

款１０教育費は、項２小学校費につきまして、予算額１億５９６万８，０００円で、前年比１，７０４万９，０００円の増となっております。４年に１度の教科書の改訂によりまして、教科書指導書購入費としまして１，２３７万円を計上しております。

項４の社会教育費は、文化財収蔵庫建設工事費としまして１億６５万円を計上しております。体育施設の再構築を計画しているため、現在、ヘルスパイオニアセンターの倉庫で保管している文化財の保管場所を新たに設ける必要があることから、収蔵庫を建設するものです。

歳出合計８９億９，７３０万６，０００円となっております。

議案書に戻っていただきまして、１９８ページお願いいたします。

「第２表 地方債」でございます。

起債の目的、限度額、こちらを続けて説明申し上げます。

一般事業としましては６８０万円、公共事業等で４億８，３７０万円、防災対策事業では３６０万円、地方道路等整備事業が１億１，２５０万円、緊急防災・減災事業としまして１５０万円、緊急自然災害防止対策事業で２，４２０万円、公共施設等適正管理推進事業で１億６，７１０万円、臨時財政対策債で１，７１４万１，０００円、合計で８億１，６５４万１，０００円の地方債を予定しております。

起債の方法につきましては、証書借入または証券発行としております。利率については年４％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率としております。

償還の方法としましては、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借り替えをすることができるとしております。

内容についての説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 議案書270ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金、U I Jターン就業・創業移住支援金1,280万円について、令和5年度当初予算と比べ、おおよそ半減していますが、積算根拠を教えてください。

272ページ、款7商工費、項1商工費、目2観光費、節18負担金、補助及び交付金、龍神まつり補助金1,380万円の内訳と、昨年開催からの変更予定の内容、また、現在ホームページ等で募集している町民からの意見を反映させられる金額はどの程度見積もっているのか教えてください。

次、279ページ、お願いします。

款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節12委託料、景観計画策定支援業務委託料675万4,000円について、委託内容の詳細を教えてください。

○議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 予算書270ページのU I Jターン就業・創業支援金1,280万円の積算の根拠について説明いたします。

本年度の当初予算は、令和元年度から令和3年度までの3年間に、対象地域から御代田町に転入した世帯数の平均値の10分の1世帯を交付対象者として見込み、単身世帯を6世帯、2人以上世帯を14世帯、18歳未満加算対象者を7人といたしました。

令和6年度の当初予算では、本年度中に問合せがありました中で、交付要件を満たし御代田町への移住を考えている相談件数を基に積算しております。予算計上は、支援金60万円の単身世帯を3世帯、支援金100万円の2人以上世帯を7世帯、この7世帯のうち18歳未満加算対象者を4人で見込んでおります。

本制度は、国及び長野県の制度に基づき、移住等に関する要件や就業に関する要件、創業等に関する要件を詳細に定めており、これまでに25件の問合せを頂いておりますが、要件に合致しない方が多くありました。

このことから、令和6年度は単に対象地域からのこれまでの転入実績から積算したのではなく、本年度、実際に問合せを受けた中で支援金の交付対象と見込まれる件数を基に積算しております。

続きまして、予算書 272 ページの龍神まつりの補助金についてお答えいたします。

龍神まつりの内容の見直し及び昨年開催した第 49 回龍神まつりの課題に対する改善事項を踏まえ予算計上をしております。

予算については、昨年と同様に真楽寺、駅前、龍神の杜公園の 3 会場を利用し、同様の企画内容を基に積算しております。

予算内訳は、龍神の舞に関する龍神費として 137 万円、このうち 91 万円は龍の頭と胴体の修繕費が含まれております。そのほか、龍神太鼓「鼓響」に関する経費として 22 万円、シャトルバス・トラックの借上げとして 115 万円、ステージ設営・電気配線などに関する経費として 171 万円、音響・照明等の機器レンタル運用に関わる委託費 672 万円、道路使用許可などの各種申請手数料・保険料・ごみ処理に関する役務費として 33 万円、SNS 等による広報費 31 万円、祭り協力者などへの謝礼として 24 万円、参加者及びスタッフの飲み物等の需用費として 47 万円、中学生クイズ大会・ジャンボカルタ大会・企画分野の報酬に関する企画部会費として 56 万円、祭り看板作成費 72 万円を見込んでおります。

この中で、昨年から増額となっている主なものについて説明いたします。

龍の頭の大規模修繕及び胴体の修繕は先ほど説明したものになります。そのほか太鼓の修繕、ステージに使用する木材の更新、SNS を活用した情報発信、駐車場不足を解消するため、やまゆりグラウンドの夜間利用を踏まえたシャトルバスの増便、祭りの司会進行を専門業者への委託、これまで無償で協力していただいた真楽寺駐車場防犯協会員への謝礼、企画部員の報酬、祭り内容の見直しに伴う看板の作成です。

また、委託料に含まれる音響・照明等機材のレンタル料については、物価上昇分を見込んで積算しております。

祭り内容の変更点につきましては、昨年の龍神の杜公園への来場者が集中し、大変危険な状況にあったことなどを踏まえ、会場の変更を検討しているところです。具体的には、駅前で実施した開会式及び龍神の舞を龍神の杜公園に移し、駅前には飲食ブースとして、飲食店やキッチンカーの出店に特化しようというものでございます。

龍神の杜と飲食ブースの会場を分けるとともに、龍神の杜公園での龍神の舞を

2公演実施することにより、来場者の分散化を図りたいと考えております。龍神の舞を1か所にすることで駅前ステージ、それに係る音響ブースなど、不要になるものもございます。

また、子どもたちに灯籠を作成してもらい、それを駅前に飾るなど、にぎわいの創出を企画しているところでございます。

会場変更案につきましては、現在、各区への会覧や町へのLINEを利用し、3月5日までに意見募集をしているところです。

今回、会場変更案に対して寄せられた意見は、企画部会で再度検討いたしまして、第50回の龍神まつり案として、正副実行委員長会議に提出してまいります。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林 靖君） 議案書の279ページ、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節12委託料、景観計画策定支援業務委託料の委託内容の詳細ということでお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、町内の景観に関する規制は、現在の長野県の景観条例が適用されておりますけれども、町の実態に合ったより良好な景観とするため、景観に関する現状及び町民の意向を踏まえつつ、景観の基本的方向性及び考え方を取りまとめ、景観法に基づく景観計画及び景観条例を策定するために本業務を委託するものでございます。

具体的には、令和6年度及び令和7年度の2か年で策定してまいります。令和6年度の委託内容は、基礎調査の年となりますけれども、町内全域の景観の特性、例えば地形であったり、自然条件、歴史的背景や土地利用の現状を整理します。また、関係する上位法等の整合の整理、それから住民意識調査として住民アンケートを実施したり、ワークショップ形式による住民懇談会の開催を予定しております。これらの調査結果を基に、景観計画区域及び地区区分を設定し、景観に関する基本方針及び目標についての検討までを実施する予定でございます。

ちなみに、令和7年度については、景観計画案の作成、計画策定に関する意見募集や委員会説明会の開催、景観行政団体移行の手續、景観条例策定の業務を予定しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） 272 ページ、龍神まつり補助金について、今ご説明ありましたが、SNS の宣伝費について、SNS の更新を委託するということか、もしくは SNS の投稿を宣伝する費用としての計上か、どちらかお聞かせください。

○ 議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

○ 産業経済課長（金井英明君） SNS の件についてお答えいたします。

SNS のこの 31 万円は、SNS の発信する回数で積算しております。4 月から 6 月の 3 か月間は週 1 回、7 月に入りましたら 2 週間に 1 回、1 週間前には毎日のように更新していくというような形で積算をさせていただいております。そこに伴います人件費といたしまして、それを見込みまして計上させていただいております。以上です。

○ 議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） SNS の担当というのは、どなたになるのでしょうか。

○ 議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

○ 産業経済課長（金井英明君） 企画部員の中に SNS を専門として担当する方がいますので、その方を中心にやっていくように考えております。

○ 議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） 以上です。

○ 議長（荻原謙一君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 議案書 221 ページ。歳出、款 3 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、人事評価制度構築導入支援業務委託料はどのような内容になっておりますでしょうか。

議案書 222 ページ、歳出、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、システムリプレイス管理委託料、コンピューター管理委託料、システム改修業務委託料の詳細をお知らせください。

議案書 228 ページ、駅前整備事業検討業務委託料の内容は。

議案書 238 ページ、歳出、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、障害者に優しい住宅改良補助金、内容と周知方法は。

議案書 286 ページ、歳出、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、GIGA スクール整備事業経費、このほかに国が令和 6 年度までに延長した整備にお

ける補助金の申請は。

議案書 302 ページ、歳出、款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 7 文化財収蔵庫建設費、こういった建物を想定しているのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） それでは、議案書の 221 ページ。

こちらの説明欄の中ほどになります、12060、人事評価制度構築導入支援業務委託料 40 万 6,000 円のこちらについて説明をさせていただきます。

人事評価制度を職員の処遇に反映することにつきましては、地方公務員法第 23 条に規定があり、適切な運用を行わなければならないとされております。

その中で、御代田町では平成 28 年から人事評価制度を導入しておりますが、8 年が経過し、評価基準や項目、処遇への反映など、時代に見合うような制度の見直しが必要であるというふうに考えております。

予算に計上いたしました委託料は、そのような制度の見直しを図るため、また、人事評価制度の知識を深めて、適切な運用を進めるため、研修会やマニュアルの作成、評価分析、運用支援など、コンサルティングするための委託料となっております。

続きまして、次の 222 ページ中ほどの電算管理委託費の中の 12010 システムリプレイス管理委託料 48 万 4,000 円の内容でございます。こちらにつきましては、情報システム関連のアドバイザリー業務の委託料となっております。証明書発行サーバーのリプレイスなどの業者から提出される見積書の内容精査や、情報システムやセキュリティ関連に係るアドバイザリー業務を委託するものでございます。専門性の高い部分を補ってもらっているというものでございます。

続きまして、その下のコンピューター保守管理委託料 562 万 9,000 円の詳細であります。こちらは、電算システム機器の保守委託料となっております。主なものにつきましては、電算システムのサーバー、ウイルス対策ソフト、行政手続のオンライン対応のシステム、統合型 GIS や LGWAN 回線の無線化に伴う機器の保守の委託料となっております。

続きまして、その下になりますが、システム改修業務の委託料 2,972 万円の詳細でございますが、こちら、住民記録、地方税、福祉などの業務の情報システム

を標準仕様の下、開発をしまして、共通のサーバーにこれらを乗せまして、コストの削減等を目指す情報システムの標準化を国主導の下、令和7年度末までに進めるということになっております。

その中で、戸籍システムの標準化経費としまして、2,938万8,000円、それと昨年度に引き続き、文字の同定作業を33万2,000円で予定しているところでございます。具体的には、データの欠損や重複、表記揺れなどのチェックと修正、共通サーバーへ移行するための環境設定、運用テスト、連携プログラムの修正等の作業を実施する予定となっております。

なお、今回計上している分につきましては、国のデジタル基盤改革支援補助金が充てられるということになっておりまして、全てこの補助金で賄えるということになっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の228ページの説明欄の一番下になります。

駅周辺整備検討業務委託515万9,000円の内容についてお答えいたします。

こちらは、令和5年度から実施をいたしました委託業務になっております。令和5年度で得られた検討資料を基にしまして、令和6年度では町民参加型のワークショップを開催したいと考えております。

ワークショップでは、令和5年度で想定された幾つかの整備パターン、そういったものや概算事業費などを説明しまして、駅前や駅舎、それから周辺整備に対する意見を抽出します。

その後、検討資料をブラッシュアップしていくといった内容で計画をしております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の238ページ説明欄の中段、やや下側でございます。

障害者にやさしい住宅改良補助金の内容と周知方法はということで、そちらのほうについてお答えをさせていただきます。

こちらは、身体障害者が生活の利便を図るため、その居住のための住宅の改良に

要する費用に対する補助金になります。

対象者は、食事、排泄、寝起き等の日常生活において、常時介護を要する65歳未満の身体障害者手帳を所持されている方でございます。ただし、身体障害者手帳の4から6級の所持者につきましては、独居者または常時介護する者がいない方になります。

支給要件としましては、御代田町に住所があること、それから前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯に属していることとなり、補助対象としましては、日常生活の利便を図るための身体障害者が常時使用する居室、浴室、トイレ、洗面所、玄関、階段等を改良するものとなります。ただ、新築、新設、増築工事、洋式便器から洋式便器への交換、洋式トイレの増設、トイレ水洗化のための配管工事などは対象外でございます。

対象経費の上限は70万円で、補助金の交付額は対象経費の9割でございます。県から2分の1が補助されます。

周知方法としましては、町のホームページ、企画財政課で発行している町民の皆様を対象とした、御代田町の補助・サービス一覧及び福祉係で発行している福祉のしおりで皆様にお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書286ページ下のほう、GIGAスクール整備事業経費、このほかに補助金の申請はということでございました。

令和4年度までを計画期間としていた教育のICT化に向けた環境整備5か年計画について、文部科学省では、学校のICT環境整備を持続的、継続的に進めていくことが重要であり、GIGAスクール構想を踏まえた成果や課題について検証等を行い、新たなICT環境整備方針の策定について、令和7年度に向けて検討を進めるとして、計画期間を令和6年度まで2年間延長しております。

この計画の中で、学習者用また指導者用のパソコンや大型掲示装置、実物投影機等を整備した場合、補助金という形ではなく地方財政措置、交付税の措置があるというふうになっております。

令和6年度では、学習用ツールや公務用サーバーの購入等を計画しておりますが、これらにつきましても交付税の措置となっておりますので、補助金としての申請は

ありません。

それから、続いて議案書302ページです。文化財収蔵庫建設事業経費でございます。

どういった建物を想定しているかという御質問でございます。現在の想定につきましては、予算計上をするためのものでありまして、詳細な設計については年度当初に実施していくので、確定ではないということをご理解いただきたいと思います。

まず、場所につきましては、町長挨拶にもありましたが、B&G海洋センター体育館の北側、弓道場の一段上の場所を想定しております。大きさですが、幅が9.6m、奥行き41.4m、高さ約4.5m、床面積約397.5m²としております。

これにつきましては、現在保有している収蔵物と、今後、発掘等があった場合の必要量の推計などから算出をしております。

内部につきましては、中間の柱や間仕切りの壁がない構造で、床はコンクリート、内側の壁については床から1.8mまでをシナ合板――木を加工したものですけれども、そういったもので考えております。ですので、あくまで収蔵がメインということと考えておりますので、空調ですとか給排水等の設備等の予定はしていないというのが現段階の状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 以上です。

○議長（荻原謙一君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第23 議案第21号 令和6年度御代田財産区特別会計

予算案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第23 議案第21号 令和6年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書318ページをお願いいたします。

議案第21号 令和6年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和6年度御代田財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

320ページをお願いいたします。

令和6年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちらの予算につきましては、令和6年2月2日に開催しました御代田財産区管理会において同意を得ております。

321ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

款1財産収入、項1財産運用収入、本年度予算額248万1,000円です。こちらは、財産供有地の貸付料245万円、それから財政調整基金の利子の収入を見込んでおります。

項2財産売払収入は1,000円で科目を設定しております。

款2繰入金、項1基金繰入金です。本年度予算額1,010万円です。こちらは財政調整基金からの繰入金でございます。

款3繰越金、項4諸収入につきましては、それぞれ1,000円ずつ科目設定をしております。

歳入合計1,258万4,000円です。

322ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費、項1総務管理費です。本年度予算額1,249万4,000円です。こちらは、財産区有地の下刈委託料640万円、それから財産区有地の管理委託料としまして400万円、こちらが主な支出でございます。今年度予算額減っておりますのは、流木の伐採委託料を前年度より減額しておりますので、前年比で減額となっております。

款2の予備費につきましては9万円で調整しまして、歳出合計1,258万4,000円の予算となっております。

説明については、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第22号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計

予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第24 議案第22号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書327ページお願いいたします。

議案第22号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和6年度小沼地区財産管理特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

329ページお願いいたします。

令和6年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ430万8,000円と定め

る。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちらの予算につきましては、令和6年2月2日付で小沼地区財産管理委員会の同意を得たものでございます。

330ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算です。

まず、歳入についてです。

款1財産収入、項1財産運用収入、本年度予算額8,000円です。こちら、土地の貸付料、それから基金の預金利子を見込んでおります。

項2財産売払収入、本年度予算額290万8,000円です。こちら、土地の1か所について売払いの見込みで予算を計上しております。前年比で増えているのは、こちらの予算を見込んだため、この分で増えております。

款2繰入金、項1基金繰入金です。本年度予算額139万円です。こちら、財政調整基金からの繰入金です。

款3繰越金、それから項4諸収入につきましては、それぞれ1,000円ずつ科目設定をしまして、歳入合計で430万8,000円の予算額となっております。

331ページ、お願いします。

歳出についてです。

款1総務費、項1総務管理費です。本年度予算額430万8,000円です。こちらは、小沼地区への林野管理委託料としまして262万5,000円、それから、今回土地の売払いにかかる境界測量費、それから土地鑑定料、それぞれ約60万円ほど計上しまして、前年と比べまして120万円ほど多くなっております。

款2の予備費については、本年度予算額ございません。

歳出合計で430万8,000円の予算額となっております。

説明については、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 3 3 6 ページをご覧ください。

議案第 2 3 号 令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 3 8 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 億 1, 6 7 8 万 6, 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3, 0 0 0 万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各校の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一

款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

339 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1項1国民健康保険税、本年度予算額3億6,155万8,000円で、前年度比4.2%の減となっております。現年度徴収率は96.3%での算定でございます。また、被保険者数は3,470人で試算をしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、こちらは国保税督促手数料としまして20万9,000円の計上でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、こちらは社会保障・税番号制度システム整備費補助金等、災害臨時特例補助金でそれぞれ1,000円の科目設定でございます。

款4県支出金、項1県補助金10億9,598万3,000円で、前年度比3.3%の増となっております。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5財産収入、項1財産運用収入、こちらは基金利子として7万5,000円でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金9,608万9,000円で、前年度比10.2%の減となっております。こちらは、一般会計からの繰入れで保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款7項1繰越金、こちら6,000万円を計上しております。

款8諸収入、項1延滞金加算金及び過料、こちらは229万7,000円の計上でございます。

項2受託事業収入、こちら27万円の計上でございます。令和5年10月より導入されましたインボイス制度に対応するためのものでございます。

項3雑入30万3,000円の計上としております。

歳入合計16億1,678万6,000円の予算となっております。

340 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、本年度予算額509万9,000円で、前年度比

12.5%の増となっております。委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項2 徴税費、賦課徴収費としまして502万円の計上でございます。

項3 運営協議会費19万4,000円は、国保運営協議会の委員報酬9名分でございます。

款2 保険給付費、項1 療養所費、こちらは療養給付費、療養費等でございます、9億4,022万3,000円で、前年度比3.4%の増となっております。前年度の給付見込み等に基づき試算をしております。

項2 高額療養費1億2,856万9,000円で、前年度比1.4%の減となっております。こちら前年度の見込みからの試算でございます。

項3 出産育児一時金750万4,000円で、前年度比19%の増となっております。こちらは、昨年度と同様の15件を見込んでおりますが、昨年度に補正対応させていただきました1件当たり8万円の増額分を今年度は当初予算から計上したことによる増額でございます。

項4 葬祭処費150万円で、見込み件数は昨年度と同じ30件での計上でございます。

項5 傷病手当諸費、こちらは新型コロナウイルス感染症による傷病手当金として38万4,000円を計上しております。

款3 国民健康保険事業費納付金、こちらは、市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示された額での計上となっております。

項1 医療給付費2億8,355万2,000円で、前年度比0.2%の減でございます。

項2 後期高齢者支援金等1億2,926万5,000円で、前年度比5.5%の増でございます。

項3 介護納付金4,558万7,000円で、前年度比5.3%の増でございます。

款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費2,021万円で、こちらは特定健康診査等の事業費となっております。

項2 保健事業費853万7,000円で、レセプト点検職員の賃金、それから人間ドックの補助金等となっております。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金308万1,000円で、こちらは一般被保険者還付金、国や県への返還金等の計上でございます。

款 6 項 1 基金積立金 1 0 万円で、こちらは基金利子分の積立てでございます。

款 7 項 1 予備費 3, 7 9 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

歳出合計 1 6 億 1, 6 7 8 万 6, 0 0 0 円の予算となっております。

説明は、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 3 5 6 ページをご覧ください。

議案第 2 4 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町介護保健事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 5 8 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 5, 4 0 6 万 1, 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

359ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、本年度予算額2億8,514万円で、前年度比15%の増となっております。基準月額5,160円で、普通徴収、現年度徴収率は97%での算定となっております。

款2分担金及び負担金、項1負担金158万2,000円で、こちらは介護予防事業を利用する皆様の負担金となっております。

款3使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料としまして4万8,000円の計上でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金1億9,787万9,000円で、前年度比4.3%の増となっております。介護給付費の負担金でございます。

項2国庫補助金5,225万9,000円で、こちらは調整交付金と地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金等となっており、前年度比の6.2%の減でございます。

款5項1支払基金交付金3億1,377万1,000円で、前年度比5.3%の増となっております。こちらも介護給付費に対する交付金でございます。

款6県支出金、項1県負担金1億6,970万円で、前年度比6.5%の増でございます。こちらも介護給付費への負担金でございます。

項2県補助金987万3,000円で、前年度比1.5%の増でございます。こちらは地域支援事業交付金となっております。

款7財産収入、項1財産運用収入、基金の利子としまして3万4,000円の計

上でございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金 2 億 1,027 万 1,000 円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等、それから低所得者保険料軽減分、また、職員給与費等への繰入れとなっております、前年度比 13.6% の増でございます。

項 2 基金繰入金の計上はございません。

款 9 項 1 繰越金、こちら 1,000 万円の計上でございます。

款 10 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、こちらは 10 万円の計上でございます。

項 2 サービス収入 340 万 1,000 円で、要支援者 1・2 の方の居宅介護予防支援サービス計画費となっております。

項 3 雑入 3,000 円の計上でございます。

歳入合計 12 億 5,406 万 1,000 円の予算でございます。

360 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 項 1 総務費、本年度予算額 1,984 万 9,000 円で、こちらはシステムの委託料や借上料、佐久広域連合介護認定審査会負担金等の計上となっております。

款 2 項 1 保険給付費 11 億 3,102 万 6,000 円で、前年度比 5.3% の増となっております。介護サービス給付経費、主に居宅介護サービス給付費の増が増額の主な要因となっております。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 5,178 万 8,000 円で、前年度比 28.6% の増となっております。こちらは人件費や地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。

項 2 介護予防・生活支援サービス事業費 3,809 万 1,000 円で、前年度比 11.7% の増となっております。訪問型サービスや通所型サービスの委託料負担金の計上でございます。

項 3 一般介護予防事業 158 万 4,000 円で、介護予防普及啓発事業として介護予防教室、生活介護支援サポーター養成事業、口腔機能向上教室等の経費でございます。

款 4 項 1 基金積立金 5 万円は、基金の利子分の積立でございます。

款 5 項 1 諸支出金 50 万 3,000 円で、こちらは保険料等還付経費となっております。

ります。

款 6 項 1 予備費 1, 1 1 7 万円でございます。

歳出合計 1 2 億 5, 4 0 6 万 1, 0 0 0 円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 3 7 7 ページをご覧ください。

議案第 2 5 号 令和 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 7 9 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3, 8 3 3 万 7, 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

380ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1項1後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億8,740万5,000円で、こちらは長野県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、前年度比23.1%の増となっております。普通徴収、現年度徴収率は99.2%での算定でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料で3万円の計上でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金4,699万4,000円で、前年度比12.3%の増で、こちらは事務費、保険基盤安定また保健事業費に対する繰入れとなっております。

款4項1繰越金10万円の計上でございます。

款5諸支出金、項1延滞金、加算金及び過料10万円の計上でございます。項2償還金及び還付加算金50万5,000円の計上でございます。項3雑入320万3,000円で、健診事業費広域連合支出金、特別調整交付金となっております。

歳入合計2億3,833万7,000円の予算でございます。

381ページ、次ページです。ご覧をいただきたいと思えます。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、本年度予算額161万6,000円で、通信運搬費システム保守委託料等が主なものでございます。項2徴収費、賦課徴収経費として73万8,000円の計上でございます。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金2億3,029万2,000円で、前年度比20.9%の増となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金で、広域連合から示された額での計上でございます。

款3保健事業費、項1健診事業費336万1,000円で、後期高齢者の健診委託料等となっております。項2保健事業費172万5,000円で、こちらは人間ドックの補助金でございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金50万5,000円の計上でございます。

款 5 項 1 予備費 1 0 万円の計上でございます。

歳出合計 2 億 3, 8 3 3 万 7, 0 0 0 円の予算でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 6 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 3 8 9 ページをお願いいたします。

議案第 2 6 号 令和 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案につ
いて

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 9 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 8 万 5, 0 0 0 円と定め
る。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入
歳出予算」による。

次の 392 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算歳入です。

上から順に予算額を申し上げます。

款 1 県支出金、項 1 県補助金 9 万円は、償還推進事業、主に事務費の補助対象となる 4 分の 3 相当の補助金です。

款 2 繰越金 17 万円は、前年度からの繰越金でございます。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入 172 万 4,000 円は、滞納分の収入見込額でございます。項 2 延滞金、加算金及び過料 1,000 円は科目設定でございます。

歳入合計が 198 万 5,000 円となり、前年度と比較して 15 万 1,000 円の増額でございます。

次の 393 ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 土木費、項 1 住宅費 198 万 5,000 円は、研修旅費、消耗品、光熱水費、研修会負担金及び一般会計への繰出金でございます。

歳出合計も 198 万 5,000 円で、前年度と比較して 15 万 1,000 円の増額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 29 議案第 27 号 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計

予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 29 議案第 27 号 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計
予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 398 ページをご覧ください。

議案第27号 令和6年度御代田小沼水道事業会計予算案について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度御代田小沼水道事業会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

400ページをご覧ください。

令和6年度御代田小沼水道事業会計予算です。

(総則)

第1条 令和6年度御代田小沼水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水件数は4,500件。第2号、年間総有収水量は、79万6,000 m^3 。

第3号、1日平均有収水量は2,181 m^3 を見込んでおります。第4号、主な建設改良工事の上水道改良総事業費は2億2,475万5,000円で、こちらは西軽井沢地区及び一里塚地区の配水管布設替え工事及び西軽井沢地区水道橋の撤去工事が主なものでございます。

収益的収入及び支出。

次は、支出につきましては、第1款水道事業費用は2億327万5,000円で、前年度と比較して1,210万2,000円の増額となります。第1項営業費用1億8,959万2,000円は、浅麓水道企業団からの受水費、水道メーター検針委託、水道メーターの有効期限満了に伴う修繕費及び職員3名分、会計年度任用職員2名分の総経費でございます。第2項営業外費用1,318万3,000円は、企業債利息及び消費税還付でございます。第3項特別損失はございません。第4項予備費は50万円です。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額の資本的収支の差額でございますが、2億5,158万8,000円は、建設改良積立金で1億9,430万5,000円及び損益勘定留保資金として減価償却費から長期前受金を差し引いた額に収益的収支の利益を加えた額となります、5,728万3,000円で補填する

ものがございます。

収入につきましては、第1款資本的収入は1,859万円で、前年度と比較して429万円の増額となります。第1項企業債はございません。第2項工事負担金1,859万円は、新規加入金130件分を見込んでおります。第3項補助金はございません。

次の401ページをご覧ください。

支出につきましては、第1款資本的支出2億7,017万8,000円で、前年度と比較して1億620万6,000円の増額となります。まず、第1項建設改良費2億3,125万8,000円は、西軽井沢地区及び一里塚地区の配水管布設替え工事及び西軽井沢地区水道橋撤去工事が主な支出となります。第2項企業債償還金は3,692万円でございます。第3項予備費は200万円です。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

議会の議決を得なければ利用することができない経費。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費2,243万4,000円は、総経費の給料、手当及び福利厚生費でございます。

2号、交際費5万円は、塩野上宿用水組合の会合費でございます。

たな卸資産購入費。

第7条 たな卸資産の購入限度額は258万1,000円と定める。こちらは水道メーターの既存検定満了分と新築時に設置する分の購入費となります。

少し飛びまして、414ページをご覧ください。

令和6年度御代田小沼水道事業、予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの現金の流れを示したものでございます。

I業務活動によるキャッシュ・フローは、水道事業の売上げによる収入、仕入れによる支出、職員給料などの支出を示したもので、原材料、商品またはサービスの購入による支出は9,028万円です。人件費支出は2,495万2,000円でご

ございます。その他の事業支出はございません。

営業収入は1億8,682万6,000円です。

負担金、補助金等収入はございません。

利息及び配当金の受取額は406万1,000円でございます。

利息の支払額は339万3,000円。

したがって、営業活動によるキャッシュ・フローは、プラス7,226万2,000円となります。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローは、将来的な建築投資による支出、固定資産の売却、国庫補助金、受益者負担金などの収入を示したものでございます。

固定資産の取得による支出は2億2,644万8,000円です。

固定資産の売却による収入、それから国庫補助金等による収入はございません。

受益者負担金等による収入は1,859万円でございます。

したがって、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス2億785万8,000円となります。

次に、財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達に関するもので、借入金による収入、返済による支出を示したものでございます。

企業債による収入はございません。

企業債の償還による支出は3,692万円でございます。

したがって、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス3,692万円となります。

よって、資金減少額が1億7,251万6,000円となり、資金期首残高7億2,698万8,000円に資金減少額を加えますと、資金期末残高は5億5,447万2,000円となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

予算案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第30 議案第28号 令和6年度御代田町下水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書417ページをご覧ください。

議案第28号 令和6年度御代田町下水道事業会計予算案について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度御代田町下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

419ページをご覧ください。

令和6年度御代田町下水道事業会計予算です。令和5年度まで、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業として事業展開してきましたが、3事業を一本化して、下水道事業として地方公営企業会計により事業を実施してまいります。

（総則）

第1条 令和6年度御代田町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

1号、排水件数6,920件。2号、年間総排水量139万4,300m³。第3号、1日平均排水量3,820m³。4号、建設改良費は4億1,571万3,000円で、こちらは、処理場の機械設備、電気設備等の更新事業が主なものでございます。そのほか、西軽井沢地区、一里塚地区の下水道の排水管布設工事等を見込んでおります。

それから、次の収益的収入及び支出でございますが、第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入につきましては、第1款下水道事業収益は、6億638万3,000円です。

第1項営業収益ですが、3億5,045万5,000円は、公共下水道、農業集落

排水事業、個別排水処理施設整備事業の使用料金と督促手数料でございます。

第2項営業外収益、2億5,592万8,000円は、3事業への一般会計からの補助金及び減価償却費の補助金相当分が主なものでございます。

支出につきましては、下水道事業費用は6億327万1,000円です。

その内訳ですが、第1項営業費用5億4,052万5,000円は、公共下水道及び農業集落排水の各処理場の維持管理業務委託費及び職員3名分の総計費でございます。

第2項営業外費用5,159万円は、企業債利息及び消費税でございます。

第3項特別損失960万6,000円は、過年度消費税、それから貸倒引当金の繰入額、賞与引当金、使用料還付金でございます。

第4項予備費155万円でございます。

続いて、資本的収入及び支出。

第4条です。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、こちらは資本的収支の差額になりますが、1億9,029万2,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額739万3,000円、それから引継金、こちらは未収金、使用料滞納分でございますけれども、1,254万3,000円及び当年度分の損益勘定留保資金として減価償却費から長期前受金を差し引いた額でございます。1億7,035万6,000円で補填するものとしたします。

420ページをご覧ください。

収入につきましては、第1款資本的収入は7億4,042万1,000円です。

第1項企業債4億4,460万円は、下水道事業債、資本費平準化債、公営企業会計適用債で、いずれも公共下水道事業分でございます。

第2項補助金は、国庫補助金で公共下水道事業の建設工事費1億1,600万円でございます。

第3項他会計出資金1億4,464万1,000円は、一般会計繰入金で公共下水道事業及び農業集落排水事業分でございます。

第4項負担金等3,518万円は、公共下水道区域及び特定環境保全公共下水道区域の受益者負担金でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は9億3,071万3,000円です。そ

の内訳としまして、建設改良費４億１,５７１万３,０００円、こちらは公共下水道区域の管渠施設工事、それから公共ます設置工事費等が主なものでございます。

第２項企業債償還金は、５億１,５００万円でございます。

続いて、債務負担行為。

第５条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

御代田町下水道ストックマネジメント実施計画に基づく御代田浄化管理センターの汚泥脱水機等の機械設備及び監視制御、受変動設備の電気設備の改築工事並びに当該改築工事の施工管理業務について、令和６年度から令和７年度までの債務負担行為として実施するものでございます。

まず、処理場機械改築工事は、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額１億６,０００万円でございます。

処理場電気改築工事、令和６年度から令和７年度まで、３億４００万円。

処理場改築工事施工管理業務、令和６年度から令和７年度まで、限度額９６０万円でございます。

続いて、企業債。

第６条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

こちら、公共下水道事業の建設改良費に係るもので充当率１００％、交付税措置率４９％でございます。今回、地方公営企業会計として計上しておりますが、起債の方法、利率及び償還の方法については、これまでと変更はございません。

まず、起債の目的、下水道事業でございますが、限度額が２億９,９６０万円。

次の資本費平準化は１億３,６００万円。

公営企業会計適用は限度額９００万円でございます。

いずれの目的も起債の方法は証書借入または証券発行、利率は年４.００％以内、償還の方法は、借入の日から据置期間を含めて４０年以内に償還する。なお、都合により据置期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとしております。

一時借入金。

第７条 一時借入金の限度額は２億円と定めます。

421 ページをご覧ください。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の全額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,535万円は、総経費の給料、手当及び法定福利費でございます。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,294万8,000円である。

内訳は426ページの項2営業外収益、目2他会計補助金に計上しております。

少し飛びまして、434ページをご覧ください。

令和6年度当初予算キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの現金の流れを示したものでございます。

まず、業務活動に係るキャッシュ・フローでございますが、これは下水道事業の売上げによる収入、仕入れによる支出、職員給料などの支出を示したものでございます。

当年度準利益は261万7,909円でございます。

減価償却費3億5,474万2,000円は、公共下水道、農集排、個別排水事業の建物構築物の有形固定資産減価償却費となります。

固定資産除却費及び減損損失はありません。

それから、貸倒引当金の増減額は200万円の支出で、これは不納欠損引当金ということでございます。

引当金の増減額は189万6,000円の支出で、賞与引当金及び法定福利費引当金積立金でございます。

長期前受金戻入は1億8,168万6,000円で、国、県補助金等の減価償却費の補助金相当分でございます。

受取利息及び受取配当金はありません。

その下の支払利息及び企業債取扱諸費は3,697万8,000円で、企業債利子

分の支出でございます。

固定資産売却損益はありません。

未収金の増減額は470万3,452円でございます。こちらは使用料収入になります。

未払金の増減額2,784万8,562円、こちらは処理場の維持管理託費でございます。

前払金・前払費用の増減額、前受金・前受収益の増減額、預り金の増減額、その他流動資産の増加額、その他流動負債の減少額はありません。

小計が1億9,340万2,799円となります。

受取利息及び配当金の受取額はありませんので、支払利息及び企業債取扱諸費3,697万8,000円を差し引き、業務活動によるキャッシュ・フローは、プラス1億5,642万4,799円となります。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローは、将来的な建設投資による支出、固定資産の売却、国庫補助金、受益者負担金などの収入を示したものでございます。

有形固定資産の取得による支出は3億7,792万1,006円です。

有形固定資産の売却による収入及び無形固定資産の取得による支出はありません。補助金による収入は1億555万4,827円でございます。

他会計補助金による収入はありません。

負担金による収入は3,188万1,538円でございます。

短期有価証券の取得による支出、短期有価証券の売却による収入はありません。

未収金の増減額は70万3,600円で、受益者負担金の未払分を見込んでおります。

未払金の増減額は1億1,376万円で、こちらは工事費になりますけれども、令和6年度に支払えない分を計上しております。

国庫補助金等による収入はありません。

受益者負担金等による収入は1,859万円でございます。

したがって、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス1億2,742万8,241円となります。

次に、財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達に関するもので、借入金による収入、返済による支出を示したものでございます。

企業債による収入が4億4,460万円。

企業債の償還による支出は5億1,500万円でございます。

借入金による収入から短期貸付金返還による収入までは計上はございません。

出資金による収入は1億4,464万1,000円でございます。これは一般会計繰入金資本的収入分でございますが、したがって、財務活動によるキャッシュ・フローは、プラス7,424万1,000円となります。

よって、資金増加額は1億323万7,558円となり、資金期首残高が165万円、これに資金増加額を加えますと、資金期末残高は1億488万7,558円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 3時00分）

（休 憩）

（午後 3時10分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第31 議案第29号 令和5年度御代田町一般会計補正

予算案（第7号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第31 議案第29号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書438ページをご覧ください。

議案第29号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町一般会計補正予

算（第7号）を、別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

440ページをお願いいたします。

令和5年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,276万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の441ページ、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別資料になります資料番号3で説明いたします。資料番号3のほうをお願いいたします。

まず、歳入について説明いたします。

款1町税、項1町民税は補正額5,569万3,000円の減額補正です。個人町民税は過年度分の申告や退職所得により695万1,000円の増額、法人町民税は主に大手企業2社の申告実績によりまして6,264万4,000円を減額しました。

款7地方消費税交付金は、交付決定により2,110万円を増額するものです。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は補正額948万5,000円の減額で、橋梁の道路メンテナンス事業補助金など補助金の確定による減額でございます。

2ページ、お願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金は補正額677万6,000円の増額で、のうち担い手確保経営強化支援事業補助金910万1,000円は、農業経営の転換、発展を図る農業者が行う農業用機械などの導入に対する補助金で、1月の交付の内示があったため、新たに計上するものです。

款 1 7 財産収入、項 2 財産売却収入では、分収木売却収入 4 7 0 万 8, 0 0 0 円を新たに計上しました。これは、昭和 6 0 年に現在の東信森林管理所と町が契約をした分収造林について、育成した分収木の一般競争入札が行われ、落札によりまして売却収入があったため収入を見込むものです。

款 2 2 町債では、公共施設等適正管理推進事業として、役場職員駐車場整備に係る土地購入費や補償費などが記載の対象となることから 1, 5 5 0 万円を新たに計上するものです。

歳入合計補正額 2 1 0 万 5, 0 0 0 円となっております。

3 ページお願いいたします。

歳出の主なものについて説明をいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は 2, 5 2 2 万 1, 0 0 0 円の減額で、小沼地区財産管理特別会計繰出金 4 7 0 万 9, 0 0 0 円は、歳入で計上しました分収木の売却収入について、今後の分収造林の管理を行うために特別会計へ繰り出すものです。

用地購入費 5 3 6 万円の減額は、駅西駐車場拡張のための用地について、用地取得のめどが立たないことから減額するものです。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費は、後期高齢者医療給付費負担金 7 5 4 万 8, 0 0 0 円は、負担金の確定により増額するものです。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は 1, 0 9 8 万 7, 0 0 0 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種国庫返還金としまして 1, 4 9 9 万 5, 0 0 0 円を計上しています。令和 4 年度の接種体制確保事業と接種対策費の国庫補助金と負担金の確定に伴い返還するものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費は 3 6 0 万 1, 0 0 0 円の増額で、歳出で説明しました担い手確保経営強化支援事業補助金 9 1 0 万 1, 0 0 0 円の計上と、給付額が確定した農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金 5 3 0 万円を減額するものです。

4 ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は、交通安全対策事業の谷地沢大塚線に係る補償金と道路改良費などの予算を進捗にあわせ組み替えるものです。

また、項 4 都市計画費では、開発行為に関する訴訟について、和解の見通しがついたため、これまでの弁護士費用として弁護士委託料 2 3 0 万円を計上しております。

す。

款 10 教育費では、項 4 社会教育費、項 5 保健体育費と、項 6 学校給食費について事業完了に伴い減額をしております。

款 14 予備費は 4,341 万 7,000 円を増額しまして、歳出合計補正額 210 万 5,000 円となっております。

議案書に戻りまして、446 ページ、お願いいたします。

第 2 表 繰越明許費です。

繰越事業は 18 事業で、合計 5 億 4,891 万 8,000 円を計上しております。いずれも年度内の完了が見込めないため、繰越しを計上したものでございます。

このうち主な事業では、款 2 総務費項 1 総務管理費は、庁舎管理経費駐車場整備事業としまして 3,179 万 5,000 円、こちらの整備工事につきましては 11 月完成の予定で計画しているため、翌年度へ繰り越すものです。

款 7 商工費では、物価高騰対応重点支援事業（プレミアム商品券事業）7,678 万 7,000 円です。20%のプレミアム付き商品券を発行して、使用期間を 6 月 1 日から 9 月 30 日までとして事業の実施を計画しております。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費のうち、社会資本整備総合交付金事業 5,263 万 4,000 円は、河原田寺沢線や三ツ谷清万線などの道路改良事業になります。

交通安全対策補助事業道路改良事業 9,976 万 6,000 円は、谷地沢大塚線の道路改良事業になります。

都市再生整備計画事業 7,555 万 7,000 円、こちらは、東原西軽井沢線と南浦 4 号線の道路改良事業になりまして、これらの事業費につきましては、それぞれ用地買収や隣接地、それからほかの工事などの現場調整などで時間を要しまして年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

447 ページ、お願いいたします。

項 4 都市計画費、公園管理経費龍神の杜公園整備事業 6,699 万 5,000 円です。こちらは能登半島地震の影響で工事に必要な資材の供給が遅れていることから、翌年度へ繰り越すものでございます。

448 ページ、お願いいたします。

第 3 表 地方債補正になります。

まず、地方債の追加になります。

公共施設等適正管理推進事業は限度額 1,550 万円としまして、役場職員駐車場の用地購入費、補償費などに対する起債となります。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業は限度額 390 万円として、こちらは、国の補正予算による道路メンテナンス事業として実施する、ふるさと大橋補修工事に対する起債となります。

次に、変更になります。こちらは補助対象事業費の確定と事業の完了に伴いまして変更をしております。

まず、公共事業等債は、補正後の限度額を 2 億 5,730 万円として 290 万円の増額、それから、防災対策事業は補正後の限度額を 6,890 万円として 340 万円を減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

尾関充紗議員。

○2 番（尾関充紗君） 議案書 472 ページ、お願いします。款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、節 18 負担金、補助及び交付金、U I J ターン就業・創業移住支援金 300 万円の減額について、令和 5 年度御代田町一般会計補正予算書（第 4 号）では、1,260 万円の減額となっており、今回さらに減額とのことですが、利用が低迷した原因はどのように考えているか、詳しくお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 議案書 472 ページの U I J ターンについてお答えいたします。

U I J ターン就業・創業移住支援金事業の申請件数が、当初の見込みより少ない理由としまして、二つの要因があると考えております。

一つは、本年度予算は前年実績がない中で、過去 3 年間の対象地域から当町への平均転入世帯数を基に予算計上をいたしました。この制度は、県内市町村の担い手不足、地域課題の解決、県内の移住促進を目的とし、また、支援金も高額であることから、交付要件が詳細に定められております。このことから、相談件数に対し要件に合致した世帯は 3 世帯となりました。

二つ目は、本年度からの事業着手ということもあり、令和5年4月1日以降に当町の住民基本台帳に登録された方が対象となります。申請は、移住後3か月以上1年以内の期間と定められているため、令和5年4月からの制度施行ではあるものの、申請できるのが実質7月以降からとなります。また、申請受付期限が本年1月9日までであり、実質申請期間が6か月余りでした。このため、本年度は申請期間が短いこともあり、申請件数が見込みより少なかったことも要因であると考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今後も令和6年度に見込んだ件数が続いていくという予想でしょうか。それが妥当であるという考えでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 令和6年度は、令和5年度に実際に問合せがあった中から算出しておりますので、令和7年度以降は今年の相談件数の中から見込んで、令和7年度以降は積算して予算計上していきたいというふうに考えております。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 以上です。

○議長（荻原謙一君） ほかに質疑ある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合であらかじめこれを延長します。

―――日程第32 議案第30号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正

予算案（第2号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第32 議案第30号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 479 ページお願いいたします。

議案第 30 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

481 ページお願いいたします。

令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 470 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 780 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちらの予算につきましては、令和 6 年 2 月 2 日付で、小沼地区財産管理委員会の同意を得たものでございます。

482 ページお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入についてです。

款 2 繰入金、項 2 他会計繰入金です。補正額で 470 万 8,000 円の増額です。こちら、一般会計繰入金としまして分収木の売払収入を今後の財産管理のために繰り入れるものでございます。歳入合計の補正額と同額となっております。

483 ページ、お願いします。

歳出についてです。

款 1 総務費、項 1 総務管理費です。補正額で 470 万 9,000 円の増額でございます。こちらは、一般会計繰入金につきまして、財産管理のために財政調整基金のほうへ積み立てるものでございます。

款 2 予備費につきましては 1,000 円をマイナスしまして調整して、歳出合計を 470 万 8,000 円の増額補正としております。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第33 議案第31号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第33 議案第31号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の488ページをご覧ください。

議案第31号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

490ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ422万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,305万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

491ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金1,227万5,000円の減額でございます。こちらは保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、また未就学児均等割保険税繰入金の交付申請算定額の減に伴う減額でございます。

款8諸収入、項1雑入804万7,000円の増額でございます。こちらは、交付金額の確定に伴いまして、普通交付金現物給付等分の返還金を増額するものでございます。

歳入合計422万8,000円の減額補正でございます。

次ページ、492ページをご覧ください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費から款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金までは財源の変更でございます。

款7項1予備費につきましては422万8,000円の減額でございます。

歳出合計422万8,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第34 議案第32号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正

予算案（第3号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第34 議案第32号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の499ページをご覧ください。

議案第32号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

501ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ832万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,245万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

502ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款1 保険料、項1 介護保険料181万7,000円の増額でございます。こちら、保険料の調定額にあわせた増額補正でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金210万円の減額でございます。こちらは、介護給付費の減額に伴い国負担分を減額するものでございます。

款5 項1 支払基金交付金378万円の減額でございます。こちらは、介護給付費の減額に伴い、支払基金負担分を減額するものでございます。

款6 県支出金、項1 県負担金245万円の減額でございます。こちらは介護給付費の減額に伴い、県負担分を減額するものでございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金190万3,000円の減額でございます。こちらの主な理由は、介護給付費の減額に伴う町負担分の減額及び地域支援事業の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

款10 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料9万6,000円の増額です。収入実績に基づく増額でございます。

歳入合計832万円の減額補正でございます。

続いて、503ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 項 1 保険給付費 1,400 万円の減額でございます。こちらは、施設介護サービス給付費につきまして、利用者が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

款 3 地域支援事業費項 1 包括的支援事業・任意事業費 62 万 7,000 円の減額でございます。こちらは、備品購入費の減額及び成年後見制度助成金の確定に伴う減額でございます。

項 2 介護予防・生活支援サービス事業費 47 万 4,000 円の増額でございます。こちらは、主に訪問型サービスの実績に伴う増額でございます。

款 6 項 1 予備費につきましては、5,833 万円の増額となっております。

歳出合計 832 万円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。（発言する者あり）

失礼しました。5,833 万円ですね。失礼しました。583 万 3,000 円の増額となっております。大変失礼いたしました。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 35 議案第 33 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正

予算案（第 3 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 35 議案第 33 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 510 ページをご覧ください。

議案第 33 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

512ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億624万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

513ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款1項1 後期高齢者医療保険料102万円の減額でございます。令和6年1月の保険料調定額に基づく減額補正でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金89万9,000円の減額でございます。保険基盤安定負担金の確定に伴う繰入金の減額でございます。

歳入合計191万9,000円の減額補正でございます。

514ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2項1 後期高齢者医療広域連合納付金191万9,000円の減額でございます。こちらは徴収した保険料等を広域連合へ納付するもので、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額及び保険料の減に伴う減額でございます。

歳出合計191万9,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正

予算案（第 4 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 説明の前に申し訳ございません。訂正がございますのでお願いしたいと思います。

5 2 5 ページをお開きください。「第 3 表 地方債補正」でございます。この中で一番左記載の目的の欄になりますが、公共下水道事業が 2 段に書かれております。下段の「公共下水道事業」、これが誤りでございまして、正しくは「公営企業会計適用」でございます。訂正しおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、議案書のほう、5 1 9 ページ、お戻りください。

議案第 3 4 号 令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を、別冊のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

5 2 1 ページをご覧ください。

令和 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 5 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 2 0 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8, 8 1 4 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の522ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款3繰入金、項1他会計繰入金53万円の増額は、起債借入額の利子分の増額による一般会計からの繰入金でございます。

款6町債、項1町債2,260万円の減額は、公共下水道事業債及び公営企業会計適用債の事業費確定による借入額の減額によるものでございます。

したがいまして、歳入合計は、2,207万円を減額し、総額8億8,814万2,000円となります。

次の523ページをご覧ください。

歳出です。

款1土木費、項1土地計画費、補正額2,267万円の減額は、処理場施工管理委託業務の入札先、町単独管路施設工事及び公共ます設置工事の事業確定による減額でございます。

款2公債費については、60万円の増額は、起債借入額の利支分の増額をお願いするものでございます。

歳出合計は、2,207万円を減額し、総額8億8,814万2,000円となります。

524ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費です。

款1土木費、項1都市計画費、事業名は公共下水道建設事業、金額は5,514万円でございます。こちらは、下水道ストックマネジメント計画に基づく処理場改築工事費及び施工管理委託料5,514万円を次年度に繰り越して実施するものでございます。

次の525ページをご覧ください。

第3表 地方債補正です。

変更します。起債の目的は、公共下水道事業です。こちらは、町単独の管路施設工事、公共ます設置工事費の事業費確定による減額に伴うものです。補正前の限度額1億6,090万円を、2,090万円減額し、補正後の限度額を1億4,000万円とします。また、下段の公営企業会計適用は、補正前の限度額2,222万円を、170万円減額し、2,052万円とします。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第37 議案第35号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正

予算案（第4号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第37 議案第35号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 議案書531ページをご覧ください。

議案第35号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出します。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、533ページをご覧ください。

令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第4号）。

令和5年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところ

による。

(収益的支出の補正)

第1条 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用20万円の増額は、職員手当、超過勤務手当の増額をお願いするものでございます。

第2項営業外費用26万7,000円の増額は、消費税申告により補助金の支出に係る消費税相当額が確定したことによる増額をお願いするものでございます。

第4項予備費については、増減はありません。

したがって、補正額46万7,000円を増額し、総額は1億9,893万8,000円となります。

次に、職員給与費の補正でございます。

第2条 第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与費20万円の増額は、職員手当、超過勤務手当の増額をお願いするものでございます。

補正額20万円を増額し、総額は2,762万4,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第35号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――― 日程第 3 8 報告第 4 号 令和 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の

報告について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 3 8 報告第 4 号 令和 6 年度御代田町土地開発公社事業
計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の 5 3 6 ページ、ご覧ください。

報告第 4 号 令和 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
令和 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、令和 6 年 2 月 1 4 日御代
田町土地開発公社理事会において決定し提出されたので、地方自治法第 2 4 3 条の
3 第 2 項により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

5 3 8 ページ、お願いいたします。

令和 6 年度御代田町土地開発公社事業計画です。

令和 6 年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1、用地売却計画。

（1）用地名、旧鉄道用地として、大字御代田と大字馬瀬口の 2 か所について、
売却を予定しております。

（2）売却予定面積 1 3 9 . 0 m²。

（3）売却予定金額 2 9 万 3 7 1 円となっております。

次に、5 3 9 ページ、お願いいたします。

令和 6 年度御代田町土地開発公社当初予算（案）でございます。

（総則）

第 1 条 令和 6 年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

まず、収入についてです。

第 1 款事業収益は 2 9 万 1 , 0 0 0 円です。こちらは、土地の売却収入でござい

ます。

第2款事業外収益は1,000円です。こちらは、預金利子になります。

収入合計で29万2,000円の予算となっております。

次に、支出です。

第1款事業原価28万5,000円となっております。

第2款販売費及び一般管理費は18万3,000円です。こちらは法人町県民税、それから役員報酬などを計上しております。

支出の合計は46万8,000円です。収益的収入支出の差し引き額については、マイナス17万6,000円となっております。

次に、540ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)についてはありません。

次の541ページから544ページにつきましては、ただいま説明しました事業計画の明細となっております。

その後の545ページから547ページは、それぞれ予定しているキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、548ページからは付属の明細書となっておりますので、後ほど確認をお願いしたいと思います。

以上のとおり報告いたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、令和6年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

―――日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて―――

○議長(荻原謙一君) 日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) それでは、議案書の554ページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、長田芳子氏でございます。

令和6年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

現在、人権擁護委員としまして、1期活動を頂いております長田氏ですが、本年6月30日をもって任期が満了となります。経験豊富で適任者であることから、引き続き、要職を担っていただくため、再任の推薦をするものでございます。議会の同意が頂けましたら、法務大臣に委員の推薦をいたします。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

市町村が推薦し、法務大臣が委嘱するまでに期間を要するため、本定例会に提出をするものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、諮問第1号を採決します。

本案は、適任とすることに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

以上で、本日の議員日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時25分